平成２３年（フ）第９５３号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野663番地１
いなほの里
債務者　笹島　邦彦
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９７２号
埼玉県川口市芝４丁目６番25号　コーポ大和101号室、旧住所埼玉県川口市芝園町３番１―506号
債務者　佐藤　　誠
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９９６号
埼玉県川口市東川口６丁目12番22号　フェザンツアイ202号、旧住所埼玉県蕨市北町３丁目４番22号　カーサ・エスペランサ309号
債務者　中村　吉輝
１　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３６号
大阪市港区市岡１丁目４番26―706号
債務者　翠　　厚志
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９６号
大阪市旭区今市２丁目６番３―602号
債務者　東元雅洋子
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９４５号
大阪市港区波除２丁目２番19―613号
債務者　阿部　敏保
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０１７号
大阪府池田市木部町127番地
債務者　池内　淑皓
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０８３号
大阪市住吉区苅田２丁目15番22号　コーポスタンレー708号室、住民票上の住所大阪市住吉区長居東２丁目８番20号
債務者　井澤　美起
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１２７号
大阪市城東区鴫野西２丁目１番41号
債務者　吉﨑　仁隆
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１３４号
大阪市城東区今福東１丁目２番１―706号
債務者　山下　文昭
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１５５号
大阪府吹田市清和園町２番５号
債務者　津田　勝範
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１８６号
大阪市平野区加美北８丁目13―２―406、住民票上の住所大阪市平野区加美北８丁目11番25号
債務者　森本　修全
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２０４号
大阪市西成区北津守１丁目６番１―202号
債務者　矢野　浩次
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２１９号
大阪市東住吉区鷹合４丁目12番４号
債務者　辻本千恵子
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２３７号
大阪府東大阪市南荘町12番31―506号
債務者　山中　一悟
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２４６号
大阪府守口市日向町９番５号
債務者　松下　　悟
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２８２号
大阪市淀川区新北野３丁目13番18―320号
債務者　関川美仁子（旧姓真岩）
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部